

福楽園習志野デイサービスセンター
指定通所介護事業
介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人江戸川豊生会が設置する福楽園習志野デイサービスセンター（以下『事業所』という）において実施する指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という）が、要介護状態等のご利用者又は事業対象者に対し、適切な指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定通所介護事業の提供にあたって、要介護状態のご利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにそのご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたって、要支援状態のご利用者又は事業対象者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

- 2 事業所は、事業の実施にあたり、習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に基づき、事業所として実施すべき事項について遵守する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 福楽園習志野デイサービスセンター
- (2) 千葉県習志野市 東習志野1丁目1番20号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、管理者はその責務を果たせる場合には、他の業務を兼務できるものとする。

(2) 生活相談員 2名以上

ご利用者及びご家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

健康チェック等を行うことによりご利用者の健康状態を的確に把握するとともに、その他必要な処置を行う。

(4) 介護職員 3名以上

指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたりご利用者の心身の状態を的確に把握し、ご利用者に対し、適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日 ただし12月31日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 8時30分～17時30分

(3) サービス提供時間 9時15分～16時30分(送迎時間を除く)

(利用定員)

第7条 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供する定員は、1日 30名とする。

(通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第8条 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(利用料及びその他の費用)

- 第9条 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各ご利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、そのご利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
 - 3 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅するご利用者に対し行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費用相当額)
 - (3) おむつ代
 - (4) その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、ご利用者が負担することが適当と認められるもの
 - 4 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、ご利用者又はそのご家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施区域は次の通りとする。
千葉県習志野市 及び 船橋市等、事業所から2.0km圏内の区域とする。

(サービスの取り扱い方針)

- 第11条 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を開始する際には、ご利用者の心身の状況、希望及びその状況並びにご家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅介護サービス計画・介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 2 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はそのご家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
 - 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(サービスの提供記録の記載)

- 第12条 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した際には、その提供及び内容、当該指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業について、ご利用者に代わって支払をうける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。
- 2 事業所は、ご利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完了の日から2年間保存するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得たご利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的に(年1回以上)実施
- (2) 虐待を防止するための対策を検討する検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する
- (3) 虐待の防止のための指針の整備
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

- 第15条 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供に係るご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護に係るご利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善

を行うものとする。

(職場におけるハラスメント)

第16条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第17条 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供中にご利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じるものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第18条 事業所は、ご利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に(おおむね6か月に1回以上)開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

(非常災害対策)

第19条 事業所は、非常災害時においては、ご利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、ご利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年1回以上避難、その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第21条 甲は乙よりサービス提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- 2 甲は、事業所で次の行為を行ってはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他のご利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(従業者の質の確保)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 段階別研修 随時
- 2 事業所は、ご利用者に対する介護に直接携わる従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人江戸川豊生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から改正し施行する。

この規程は 2024年4月1日から改正し施行する。